

非常勤職員等職員数報告要領

4月1日現在における、非常勤職員等公務災害補償条例の適用となる職員について、本要領により報告すること。

1 報告根拠

秋田県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則
(職員に係る報告)
第24条 構成団体の長は、毎年度4月1日現在における職員の職種及び定数等について、非常勤職員等報告書(様式第42号)により、管理者に報告しなければならない。

2 報告方法

非常勤職員等報告書及び別紙明細のExcelファイルをメールで提出すること。

3 補償条例の適用職員

秋田県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例
(職員)
第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他非常勤の職員で、次の各号に掲げる者以外の者をいう。
(1) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける者
(2) 秋田県市町村非常勤消防団員等公務災害補償に関する条例(平成14年条例第32号)の適用を受ける者
(3) 秋田県市町村立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年条例第36号)の適用を受ける者

補償条例の適用となるのは、非常勤職員のうち、次のいずれにも該当しないもの。

- (1) 労働者災害補償保険法の適用を受ける者
- (2) 非常勤消防団員、水防団員等
- (3) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師
- (4) 地方公務員災害補償法の適用を受ける者

(1) 労働者災害補償保険法の適用を受ける者

国の直営事業及び官公署の事業のうち、労働基準法別表第1に掲げる事業については、労働者災害補償保険法が適用される。このため、これらの事業に従事する職員は、原則として補償条例の対象とならない。

ただし、同法の適用については勤務箇所、指揮命令系統（業務指示や管理を行う責任者がいるか）や勤務形態等から総合的に判断されるため、所轄の労働基準監督署に確認すること。

また、4月2日以降において新たな職種に任用された者についても、必ず確認すること。

労働基準法（昭和22年法律第49号）

別表第1（第33条、第40条、第41条、第56条、第61条関係）

- 1 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 2 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 3 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 4 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 5 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 6 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 7 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 8 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 9 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 10 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
- 11 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 12 教育、研究又は調査の事業
- 13 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 14 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 15 焼却、清掃又はと畜場の事業

(2) 非常勤消防団員、水防団員等

(3) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師

それぞれ別条例が適用される。

(4) 地方公務員災害補償法の適用を受ける者

非常勤職員が次の要件をすべて満たす場合は、地方公務員災害補償法の適用を受けることとなる。

①任用が事実上継続している

②常勤職員と同じかそれ以上の時間勤務した日（※1）が、1か月あたり18日以上（※2）

※1 会計年度任用職員がフレックスタイム制による勤務をする場合、1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。

※2 1か月の勤務を要する日が20日に満たない日数の場合は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数以上。

③②が12か月継続し、以後も引き続き同様の時間勤務する

「任用が事実上継続している」か否かの判断は、勤務の実態に照らして個別具体的に判断する必要があるが、任用が1日又は数日の間を空けて再度行われる場合においても、任用の終了時にあらかじめ、任命権者と職員との間で次の任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の任用関係が中断することなく存続していると勤務の実態に照らして判断される場合には、この期間を引き続く期間として取り扱うこととされているが、その判断にあたっては地方公務員災害補償基金に確認すること。

4 定数等

条例施行規則第24条における定数等の取扱いは次のとおり。

- ・規約、条例、規則、要綱、規程により定められた定数
- ・「～人以内」や「若干名」のように定数が明確ではない場合や定数がない場合は、実際の任用職員数

※ 同一の職員が複数の職に就いている場合は、それぞれの職に含めること。

例 A職員が農地利用最適化推進委員及び作業員としてそれぞれ任用されている。農地利用最適化推進委員は定数が5人と定められ、作業員は定数がなく当該職員を含め3人が任用されている。

報告内容	農地利用最適化推進委員	1：定数	5人
	作業員	2：実任用数	3人

5 別紙明細のレイアウト（列は追加、削除しないこと）

構成団体コード	構成団体コード（地方公共団体コードの県コード（05）及び最終チェックコードを除いた3桁）を入力
所属	区分可能な所属部署まで入力
職種	<p>プルダウンメニューから職種を選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会議員 ・ 行政委員会の委員…地方自治法第180条の5 (教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会) ・ 附属機関の委員…地方自治法第202条の3 (農地利用最適化推進委員、社会教育委員、スポーツ推進委員等) ・ 特別職非常勤職員…地方公務員法第3条第3項各号に掲げるものうち、非常勤のもの（上記3職種、非常勤消防団員及び水防団員、学校医等を除く） (鳥獣被害対策実施隊員、投票管理者、選挙立会人等) ・ フルタイム会計年度任用職員 ・ パートタイム会計年度任用職員 ・ 臨時的任用職員
職名・従事事務	<p>職名又は従事事務を入力</p> <p>(教育委員会委員、社会教育委員、統計調査員、事務補助員等)</p>
定数等の区別	定数での報告は1を、実際の任用職員数での報告は2を入力
本年4月1日 現在職員数	本年4月1日現在の定数又は職員数
前年4月1日 現在職員数	前年の職員数（前年度報告済みの人数と一致すること）
増減	前年と本年の差